

川越市告示第 389 号

地方自治法第 260 条の 2 第 1 1 項の規定に基づき、認可地縁団体から告示された事項（令和 6 年告示第 347 号）の変更の届出があったので、同条第 10 項の規定に基づき告示する。

令和 8 年 5 月 18 日

川越市長 森 田 初 恵

1 届出認可地縁団体名称 福田自治会

2 変更があった事項及びその内容

代表者、代理人の氏名、住所及び自治会区域の変更

変更前の代表者 後藤 泰治 川越市大字福田 317 番地

変更後の代表者 小高 敏明 川越市大字福田 358 番地

変更前の代理人 中山 和己 川越市大字福田 60 番地 13

変更後の代理人 猪鼻 治行 川越市大字福田 422 番地

変更前の区域

川越市大字福田全域及び、隣接地区、平塚新田 663、山田 987-4、山田 991-3、山田東町 1042、寺山 925-4、山田 988-9、山田 988-8、山田 988-7、山田 988-6、山田 987-3

変更後の区域

川越市大字福田全域及び、隣接地区、平塚字中割 6 6 2 - 1、  
山田 9 9 2 - 4、山田 9 9 1 - 3、山田東町 1 0 4 2、寺山 9  
2 5 - 4、山田 9 8 8 - 9、山田 9 8 8 - 8、山田 9 8 8 - 7、  
山田 9 8 8 - 6、山田 9 8 7 - 3

3 変更の年月日 令和 8 年 4 月 1 日

4 変更の理由 代表者、代理人の任期満了に伴う退任及び  
自治会区域の変更によるもの